

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年9月30日

中止

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.pref.osaka.lg.jp/gyokaku/mynumber_system/fudokujiriyoujimu.html

執行機関名

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科(私立のものに限る。)における修学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの(大阪府私立高等学校等奨学のための給付金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大阪府行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例別表第2項 高等学校及び中等教育学校の後期課程の専攻科(私立のものに限る。)における修学のため必要な経費の支弁に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 大阪府は、私立高等学校等に在学する全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、低所得者世帯の保護者等に大阪府私立高等学校等奨学のための給付金(以下「奨学給付金」という。)を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的として、予算の定めるところにより、奨学給付金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
⑦独自利用事務の関連規範		大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第7条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第6条の大阪府私立高等学校等奨学のための給付金の受給の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 イ	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 1 号 ロ	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第9条第2項
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第十七条の収入の状況の届出に係る事実についての審査に関する事務	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第6条の大阪府私立高等学校等奨学のための給付金の受給申請の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 イ	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条 項 2 号 ロ	大阪府私立高等学校等奨学のための給付金支給要綱第6条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

備考	大阪府知事の権限に属する事務の一部は地方自治法第180条の2に基づき、大阪府知事から委任を受け、大阪府教育長で処理している。	
----	--	--